



横浜市長 殿

自衛隊神奈川地方協力本部長  
(公 印 省 略)

自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報の提出  
について (依頼)

自衛官及び自衛官候補生の募集については、平素より御協力を賜り、お陰様をもちまして毎年優秀な隊員を採用しているところであります。これも関係各位の防衛の重要性と自衛隊に対する深い御理解、御協力の賜であり、厚く御礼を申し上げます。

御承知のとおり、貴職におかれては、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第97条第1項の規定に基づき法定受託事務として、自衛官及び自衛官候補生の募集事務の一部を行うこととされています。防衛省では、自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第120条の規定に基づき、各都道府県知事及び各市町村長宛てに依頼文書「自衛官募集等の推進について」（防人育第3502号。令和7年2月20日及び防人育第3503号。令和7年2月20日）を防衛大臣から発出しており、その内容については既に御覧察いただいているものと承知しております。

つきましては、当該依頼文書に記載があるとおり、自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報（募集対象者の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報を用い。以下同じ。）に関する資料の提出について、下記のとおり御依頼いたしますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。

なお、募集対象者情報の提出の可否について、お手数ですが、その旨書面にて令和7年4月4日（金）までにご回答をお願いいたします。

記

1 依頼内容

自衛官及び自衛官候補生の募集対象者である出生の年月日が平成19年4月2日から平成20年4月1日までの男子及び女子（日本人住民に限る。）及び平成15年4月2日から平成16年4月1日までの男子及び女子（日本人住民に限る。）に係る募集対象者情報に関する資料の紙媒体、電子媒体での提出。ただし、提供除外を希望する募集対象者の情報を除く。

2 利用目的

自衛官及び自衛官候補生に関する募集事務に利用するため。

なお、御提出いただいた自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報につきましては、法令に基づき適正に管理いたします。

今後とも自衛官及び自衛官候補生の募集事務の円滑かつ適切な実施について、御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 2 募集対象者情報の提供以外の募集事務の実施について  
募集対象者情報の提供に加え、地方公共団体における広報宣伝等の募集事務の一部の実施につきましても、引き続き御協力をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。

- 3 入隊予定者の激励及び若年定年退職自衛官の防災・危機管理部門での活用について  
入隊予定者を激励するための地域を挙げた様々な取り組みは、入隊予定者にとって大きな励みとなっております。地方公共団体主催による入隊予定者激励会の実施など、一層のご協力をお願いします。

また、退職自衛官の防災・危機管理部門での採用は、自衛隊で培った知識や経験を社会に還元するだけでなく、地域の防災基盤の強化にもつながるものです。新たに退職自衛官の採用を希望する地方公共団体も年々増えておりますが今後、より多くの地方公共団体において退職自衛官を活用いただけるよう、引き続き、緊密な連携を図らせて頂きますようお願い申し上げます。

(参考) 募集事務の一部の実施に関する法的根拠について

自衛隊法 (昭和 29 年法律第 165 号) 第 97 条第 1 項の規定において、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」とされており、これを受けて、自衛隊法施行令 (昭和 29 年政令第 179 号) において、募集に関する事務の一部が定められております。募集に関する事務の一部は、地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) に規定される第 1 号法定受託事務に当たります。このうち、自衛隊法施行令第 120 条において、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と定められており、この法令上の明確な根拠をもって、募集対象者情報の提供をお願いしているものです。

募集対象者情報の提供については、「令和 2 年地方からの提案等に関する対応方針 (令和 2 年 12 月 18 日閣議決定)」を受け、令和 3 年 2 月に、防衛省及び総務省から各都道府県宛てに「自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報 (氏名、住所、生年月日及び性別をいう。) に関する資料の提出は、自衛隊法第 97 条第 1 項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法施行令第 120 条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること」及び「募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないこと」を通知しており、令和 4 年 10 月には、防衛省から各市区町村宛てに改めて通知いたしました。